

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="350 493 1202 556">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1032 907 1347 1377">平成 9 年 4 月 改定 平成 16 年 9 月 一部改定 平成 18 年 10 月 一部改定 平成 20 年 10 月 一部改定 平成 22 年 10 月 一部改定 平成 23 年 10 月 一部改定 平成 24 年 10 月 一部改定 平成 26 年 10 月 一部改定 平成 27 年 10 月 一部改定 平成 28 年 10 月 一部改定 平成 29 年 10 月 一部改定 平成 30 年 10 月 一部改定 令和 元年 10 月 一部改定 令和 2 年 4 月 一部改定</p> <p data-bbox="566 1795 991 1848">山梨県 県土整備部</p>	<p data-bbox="1581 483 2427 546">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="2249 894 2564 1331">平成 9 年 4 月 改定 平成 16 年 9 月 一部改定 平成 18 年 10 月 一部改定 平成 20 年 10 月 一部改定 平成 22 年 10 月 一部改定 平成 23 年 10 月 一部改定 平成 24 年 10 月 一部改定 平成 26 年 10 月 一部改定 平成 27 年 10 月 一部改定 平成 28 年 10 月 一部改定 平成 29 年 10 月 一部改定 平成 30 年 10 月 一部改定 令和元年 10 月 一部改定</p> <p data-bbox="1792 1782 2217 1835">山梨県 県土整備部</p>	

改定	現行	摘 要
<p>第 1110 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 3 名までとする）。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>第 1110 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 500 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 3 名までとする）。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	